イスラム社会の保険市場 -サウジアラビア・マレーシアを中心に-

主任研究員 古橋 喜三郎

目 次

- 1. はじめに
- 2. 世界の保険市場全体に占めるイスラム社会の保険市場
 - (1) イスラム社会の保険市場規模
 - (2) イスラム社会における保険ニーズの潜在性
- 3. イスラム保険の概要
 - (1) タカフル
 - (2) イスラム式保険
- 4. イスラム保険の市場
 - (1) 市場概要
 - (2) サウジアラビア
 - (3) マレーシア
- 5. イスラム社会の保険市場における課題
 - (1) イスラム諸国における保険に対する理解
 - (2) イスラム保険の仕組等の難しさ
 - (3) 人的資源の確保
- 6. おわりに

要旨

近年、わが国においてムスリム(イスラム教徒)に対するビジネスに大きな注目が寄せられている。この理由とされるのが、2030年には21億人に達すると見込まれているムスリム人口の増加である。ムスリムが多いとされる地域には、アジアや中東、アフリカ諸国であり、これらの地域の多くの国々では近年著しい経済成長を遂げており、保険市場においても今後の成長が期待される。

イスラム社会の保険には、一般的な保険のほかに、宗教上の理由で一般的な保険に加入することができないムスリムのために、イスラム教の教えに則った保険(イスラム保険)が存在する。一言にイスラム保険といっても、マレーシアなどで行われているタカフルと呼ばれる保険制度のほか、サウジアラビアのようにタカフルと呼ばない保険制度がある国もあり、イスラム社会の保険は多様性に富んでいる。一方で、イスラム社会の保険市場は、全世界のムスリム人口の割合からするとまだごく一部にしか過ぎず、今後所得の増加、ニーズの拡大により巨大市場になる可能性を秘めている。

本稿では、イスラム社会の保険市場について、現在の市場規模、保険ニーズの潜在性および課題等を概観することで、今後の将来性に注目する。

1. はじめに

近年、わが国では、ムスリム(イスラム教徒)に対するビジネスに注目が集まってい る。その理由とされるのが、ムスリム人口の急激な増加である。1990年には約10億人 であったムスリム人口が、2010年には約16億人に増加した。ムスリムは、2030年に は21億人に達すると見込まれており、同年の世界人口予測1の83億人と照らし合わせ ると、近い将来、世界人口の4人に1人がムスリムという日がやってくると考えられる。 現在、イスラム教は、信徒の数ではキリスト教徒に次いで世界で2番目に信者が多い宗 教である。ムスリム人口の増加は、それだけ市場における需要が増えることにつながる ため、金融業界や食品業界、旅行業界等、様々な業界がイスラム社会に注目している。 イスラム社会には、宗教上の理由による独特のルールがある。例えば、1日5回メッ カに向かって祈りを捧げることや豚肉を食べてはいけない、飲酒をしてはいけない、な どである。イスラム社会の保険には、一般的な保険2のほかに、宗教上の理由で一般的 な保険に加入することができないムスリムのために、イスラム教の教えに則った保険 (イスラム保険) が存在する。イスラム保険には、タカフルと呼ばれる保険制度のほか に、タカフルとは呼ばないイスラム保険制度がある。本稿では2つの保険制度を区別す るため、マレーシア等を中心に広がっているイスラム保険を「タカフル」、サウジアラ ビアで行われているイスラム保険を「イスラム式保険」と呼ぶこととする(図表1参照)。 なお、「タカフル」および「イスラム式保険」の両保険制度は類似した仕組を有して おり、イスラムの教えに則った保険制度という点では基本的に同じである。

タカフル(Takaful)とは、イスラム社会における生活規範等を規定するイスラム法(シャリア)に則り、助け合いの精神(「相互扶助」)の概念を取り入れることで、ムスリムでも様々なリスクから身を守ることを可能とした保険制度である。タカフルは、アラビア語で「保証」を意味するカファラ(kafala)から派生した用語であり、「相互扶助」「共同保証」を意味する。タカフルはイスラム法に則ったイスラム社会における保険制度であるが、ムスリム以外の者も加入することが可能である。また、イスラム法にどこまで厳格に従うかについては国や地域、ムスリムの間でも差があり、すべてのムスリムがタカフルに加入するわけではない。

タカフルは、世の中に登場してまだ 40 年弱の保険制度である。当初は主としてイスラム諸国で行われていた制度であったが、ムスリム人口の増加やイスラム諸国の経済発展等の理由により、近年では欧米やわが国の保険会社3もタカフル市場に参入している。

.

¹ 国際連合・経済社会局・人口部 (United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division) の統計によると、人口増加は主に発展途上国を中心に進み、その大半がアフリカとアジアで起こると予測されている。2028 年には、インドの人口は 14 億 5,000 万人に到達し中国を抜いて世界一の人口になるとされており、それ以外の国では、インドネシア、イラン、ナイジェリア、エチオピア、南アフリカ、ブラジルなどが、人口増加が顕著な国として挙げられている。

² 一般的な保険とは、イスラム保険以外の保険全般を指す。

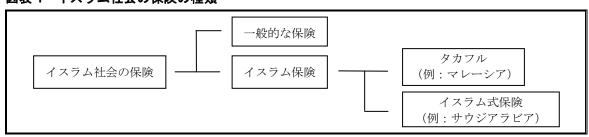
³ わが国の損害保険会社では、東京海上日動火災保険株式会社が 2001 年にサウジアラビアでタカフル事業に参入し、その後マレーシアやインドネシアのタカフル市場、ならびにシンガポールのリタカフル(タ

では、イスラム社会の保険市場の規模や制度・商品などの多様性、今後の成長性についてはどのように考えればよいのであろうか。イスラム社会の保険については、ムスリムが一般的な保険、およびタカフルやイスラム式保険をそれぞれどの程度利用しているのか、必ずしも明確なデータがなく、市場規模を把握するだけでも容易ではない。また、ムスリムのうち、どの程度の割合の人々が宗教上の動機でタカフル等を利用しているのか、タカフル等を利用している人々のうち、ムスリムでない人々の割合はどの程度かなど、把握できていない部分も多い。さらには、保険を忌避する宗教上の理由により保険の潜在的なニーズがこれまでどの程度抑制されてきたのか分析することもデータの制約などから困難と考えられる。

本稿では、このように必要なデータや関連情報の入手が限定的である中で、まずイスラム社会の保険市場の規模が、世界の保険市場全体と比較して概ねどの程度なのかイメージを掴むために、主要なイスラム諸国における保険の市場規模について紹介する。その上で、一般的な保険とは異なるイスラム保険として捉えられているタカフルおよびイスラム式保険の規模感を示す。また、イスラム社会における保険ニーズの潜在性について、ムスリム人口の増加や保険浸透率4のデータ等に基づいて説明する。

上記のようなイスラム社会全体での保険市場に関する大まかなイメージを踏まえた上で、さらに、その中で利用されているタカフルおよびイスラム式保険の基本的な考え方や仕組等の概要を説明する。続いて、これらイスラム保険の市場の状況を表す一例として、サウジアラビアとマレーシアにおけるイスラム保険市場の現状を説明する。これは、タカフルおよびイスラム式保険のデータ5では両国の市場規模がその他の国に比べ大きく、またその他の国については不明な部分が多いためである。最後に、イスラム社会の保険市場が今後発展していくための課題について考察する。

なお、本稿における意見・考察は筆者の個人的見解であり、所属する組織を代表する ものではないことをお断りしておく。



図表 1 イスラム社会の保険の種類

(出典:各種資料をもとに作成)

カフルの再保険)市場など、各国の保険市場に参入している。また、三井住友海上火災保険株式会社も2011年にマレーシアでタカフル事業への資本参加を果たしている。

⁴ 保険浸透率とは、GDPに対する収入保険料の割合である。

⁵ ERNST & YOUNG, "Global Takaful Insights 2014"による。

2. 世界の保険市場全体に占めるイスラム社会の保険市場

本項では、イスラム社会の保険市場規模を掴むため、主要なイスラム諸国の一般的な保険市場規模について紹介した上で、イスラム保険として捉えられているタカフルおよびイスラム式保険の規模感を示す。その後、イスラム社会における保険ニーズの潜在性について、ムスリム人口予測および保険浸透率を用いて説明する。

(1) イスラム社会の保険市場規模

図表 2 は、世界全体の保険市場における元受収入保険料の規模を示している。2013年の世界全体の保険市場の元受収入保険料は、生命保険と損害保険の合計で約 4 兆 6,409億ドル(約505兆8,600億円)6となっている。

図表 3 は、主なイスラム諸国の人口および一般的な保険の元受収入保険料等である。 2013 年は生命保険と損害保険の合計で 868 億 4,400 万ドル(約 9 兆 4,600 億円)であり、世界全体の保険市場に占める元受収入保険料の割合は、約 1.9%である。 2010 年の世界の総人口は、約 69 億 870 万人7であり、世界人口に占めるイスラム諸国の人口割合は約 17.1%である。したがって、世界に占めるムスリム人口の割合に比べ、世界に占めるイスラム社会の保険市場の規模はかなり小さい。

また、世界全体における 2013 年の名目 GDP は、74 兆 7,000 億 $^{\text{in}}$ $^{\text{in}}$ (約 8,150 兆円) である8。 図表 3 で示した主なイスラム諸国の名目 GDP は 5 兆 1,900 億 $^{\text{in}}$ $^{\text{in}}$ (約 565 兆円) であり、世界全体の GDP に占めるイスラム諸国の GDP の割合は約 6.9%である。したがって、世界の GDP に占めるイスラム諸国の GDP の割合と比較した場合においてもイスラム社会の保険市場規模は小さいといえる。

図表 4 は、イスラム保険市場の元受収入保険料の規模(生命保険と損害保険の合計)である。2013 年のタカフルおよびイスラム式保険(サウジアラビア)を合計した元受収入保険料は、122 億 6,800 万 $^{\text{Li}}$ $^{\text{Li}}$ (約 1 兆 3,300 億円) $^{\text{g}}$ であり、世界全体の保険市場に占める割合は約 0.3%、イスラム社会の保険市場に占める割合は、約 14.1%となっている。

図表 2 世界全体の保険市場の元受収入保険料(2012年~2013年) (単位:百万ドル)

		2012 年	2013 年
出田人仕の	生命保険	2,630,274	2,608,091
世界全体の 保険市場	損害保険	1,968,677	2,032,850
	合計	4,598,951	4,640,941

(出典: Swiss Re, "sigma No3/2014"(2014)をもとに作成)

6 2014年9月末の為替レートに基づき、1 ドル=109円で換算。

損保総研レポート 第109号 2014.10

⁷ 国際連合人口基金(UNFPA)が発行する「世界人口白書 2010(State of World Population 2010)」による。

^{* 2014} 年 10 月版の世界経済見通し(The World Economic Outlook (WEO) October 2014)による。

⁹ 前掲脚注5の全世界ベース(イランを除く)の推計値。

図表 3 主なイスラム諸国の人口および保険の元受収入保険料等(注1)

地域	国	2010 年 ムスリム 人口 ^(注2)	人口に 占める ムスリム 割合	生命保険(百万ドル)	損害保険 (百万ドル)	保険市場 規模 (百万・ル)	名目 GDP (百万・N)
	パーレーン	66 万人	81.2%	173	515	688	32,790
	クウェート	264 万人	86.4%	182	770	952	175,790
	オマーン	255 万人	87.7%	88	859	947	77,120
	カタール	117 万人	77.5%	64	1,407	1,471	202,450
	サウジアラビア	2,549 万人	97.1%	256	6,105	6,361	748,450
	アラブ首長国連邦 (UAE)	358 万人	76.0%	1,933	6,026	7,959	402,340
中	アフガニスタン	2,904 万人	99.8%	_	_	-	_
東	イエメン	2,402 万人	99.0%	_	_	_	_
	イラク	3,111 万人	98.9%	_	_	-	_
	イラン	7,482 万人	99.7%	796	8,878	9,674	367,100
	シリア	2,090 万人	92.9%	_	_	-	_
	トルコ	7,466 万人	98.6%	1,761	10,699	12,460	819,990
	パレスチナ	430 万人	97.5%	_	_	-	_
	ヨルダン	640 万人	98.8%	66	619	685	33,860
	レバノン	254 万人	59.7%	469	1,005	1,474	45,020
	インドネシア	2 億 485 万人	88.1%	14,141	4,254	18,395	870,280
7	マレーシア	1,714 万人	61.4%	9,985	5,161	15,146	313,160
アジ	ウズベキスタン	2,683 万人	96.5%	_	_	-	_
ア	カザフスタン	889 万人	56.4%	372	1,292	1,664	231,880
	パキスタン	1億7,810万人	96.4%	1,048	619	1,667	232,760
	バングラデシュ	1 億 4,861 万人	90.4%	_	_	_	_
4	アルジェリア	3,478 万人	98.2%	98	1,342	1,440	212,450
アフ	エジプト	8,002 万人	94.7%	800	1,051	1,851	271,430
IJ	スーダン	3,085 万人	71.4%	_	_	_	_
カ	チュニジア	1,035 万人	99.8%	131	699	830	47,000
	モロッコ	3,238 万人	100.0%	1,023	2,157	3,180	103,820
	上記 26 カ国・合計	10 億 7,668 万人	_	33,386	53,458	86,844	5,187,690

- (注1) 本図表における保険に関する統計数字は、スイス再保険が発行している「シグマ 2014 年第 3 号 2013 年の世界の保険」に基づく各国における 2013 年の元受収入保険料である。データが公表されていない国については、「一」と表記した。また、サウジアラビアにはイスラム式保険しか存在しないため、本表におけるサウジアラビアはイスラム式保険のデータを掲載している。なお、主なイスラム諸国としては、全人口に占めるムスリム人口の割合が 50%以上の国を中心に取り上げた。
- (注2) このほかのムスリム人口が多い国は、インド:1億7,729万人、ナイジェリア7,573万人、エチオピア:2,872万人、中国:2,331万人、ロシア:1,638万人がある。また、これ以外のイスラム諸国としては、ニジェール:1,563万人、マリ:1,232万人、セネガル:1,233万人、ブルキナ・ファソ:960万人、ソマリア:923万人、アゼルバイジャン:880万人、ギニア:869万人、コートジボワール:796万人、タジキスタン:701万人、チャド:640万人、リビア:633万人、キルギス:493万人、トルクメニスタン:483万人、モーリタニア:334万人などがあり、上記表中の国およびこれらの国々のムスリム人口を合計すると15億1,551万人となる。
- (出典: Swiss Re, "sigma No3/2014", Pew Research Center (The Pew Research Center's Religion and Public Life Project) ウェブサイトをもとに作成)

図表4 イスラム保険市場の元受収入保険料

		2012 年(実績値)	2013 年(推計値)
イスラム保険市場	マレーシア等の タカフル ^(注1)	5,320	6,173
	サウジアラビアの イスラム式保険 ^(注2)	5,455	6,095
	合計	10,775	12,268

- (注1) タカフルのデータは、最大の市場とされるマレーシアのほか、アラブ首長国連邦 (UAE)、バーレーン、クウェート、カタール、インドネシア、ブルネイ、シンガポール、タイ、トルコなどを含む全世界ベース (イランを除く) のタカフル拠出金である。
- (注2) イスラム式保険は、サウジアラビアの元受収入保険料を指す。

(出典:ERNST & YOUNG, "Global Takaful Insights 2014"および Saudi Arabian Monetary Agency, "The Saudi Insurance Market Report 2013"をもとに作成)

(2) イスラム社会における保険ニーズの潜在性

図表 5 は、イスラム社会におけるムスリム人口およびその伸び率ならびに保険浸透率を示したものである。

イスラム社会において保険ニーズの潜在性が高い国の1つには、近年経済成長を遂げているインドネシアが挙げられる。同国のムスリム人口は既に2億人を超えており、 今後も増加が予測されている。

このほかには、国民のほとんどがムスリムであり 2030 年までにムスリム人口が 2 億 5,000 万人を超えると予想されているパキスタンや全人口に占めるムスリム割合が 99%以上で保険浸透率が低いトルコなどが保険ニーズの潜在性が高い国として挙げられる。

スイス再保険が発行している「シグマ 2014 年第 3 号 2013 年の世界の保険」によると、世界全体の保険浸透率の割合は 6.3%である。一方で、図表 5 で示したイスラム諸国の保険浸透率は 1.7%であり、イスラム社会の国々は概して保険浸透率が低いと考えられる。

図表 5 イスラム社会において保険ニーズの潜在性が高いイスラム諸国の現況

地域	国	2010 年 ムスリム人口	2030 年 ムスリム人口 (予測)	人口伸び率 (2010 年~ 2030 年)	保険浸透率
	バーレーン	66 万人	88 万人	33.3%	2.1%
	クウェート	264 万人	369 万人	39.8%	0.5%
	オマーン	255 万人	355 万人	39.2%	1.1%
中	カタール	117 万人	151 万人	29.1%	0.7%
東	サウジアラビア	2,549 万人	3,550 万人	39.3%	0.9%
_	アラブ首長国連邦 (UAE)	358 万人	498 万人	39.1%	2.0%
	アフガニスタン	2,904 万人	5,053 万人	74.0%	_
	イエメン	2,402 万人	3,897 万人	62.2%	_

(単位:百万ドル)

地域	国	2010 年 ムスリム人口	2030 年 ムスリム人口 (予測)	人口伸び率 (2010 年~ 2030 年)	保険浸透率
	イラク	3,111 万人	4,835 万人	55.4%	_
	イラン	7,482 万人	8,963 万人	19.8%	2.7%
	シリア	2,090 万人	2,837 万人	35.7%	_
	トルコ	7,466 万人	8,913 万人	19.4%	1.5%
	パレスチナ	430 万人	714 万人	66.1%	_
	ヨルダン	640 万人	852 万人	33.1%	2.0%
	レバノン	254 万人	290 万人	14.2%	3.2%
	インドネシア	2 億 485 万人	2億3,883万人	16.6%	2.1%
ア	マレーシア	1,714 万人	2,275 万人	32.7%	4.8%
ジ	ウズベキスタン	2,683 万人	3,276 万人	22.1%	_
ア	カザフスタン	889 万人	973 万人	9.5%	0.8%
'	パキスタン	1 億 7,810 万人	2 億 5,612 万人	43.8%	0.7%
	パングラデシュ	1億 4,861 万人	1億8,751万人	26.2%	_
_	アルジェリア	3,478 万人	4,392 万人	26.3%	0.8%
アフ	エジプト	8,002 万人	1億 507 万人	31.3%	0.7%
IJ	スーダン	3,085 万人	4,357 万人	41.2%	
カ	チュニジア	1,035 万人	1,210 万人	16.9%	1.8%
//	モロッコ	3,238 万人	3,926 万人	21.3%	3.0%
	上記 26 カ国・合計	10 億 7,668 万人	14 億 527 万人	30.5%	1.7%

(出典: Swiss Re, "sigma No3/2014", Pew Research Center (The Pew Research Center's Religion and Public Life Project) ウェブサイトをもとに作成)

3. イスラム保険の概要

本項では、イスラム保険の概要として、タカフルおよびイスラム式保険について説明 する。

(1) タカフル

以下ではタカフルに関し、タカフルの概念、歴史的経緯、タカフルの種類、タカフルの仕組および一般的な保険との違いについて説明する。

a. タカフルの概念

以下では基本的な考え方および保険に含まれるイスラム法(シャリア)禁止要素について説明する。

(a) 基本的な考え方

タカフルとは、イスラム教の聖典であるコーラン(クルアーン)10に反さぬよう

-

 $^{^{10}}$ コーラン(Qur'an)は、イスラム教における規範や法(シャリア)を示した聖典であり、イスラム教における唯一神・アッラーが、預言者・ムハンマドを通じてアラブ人にアラビア語で伝えた神の言葉であるとされている。全部で 14 の章 (スーラ) から構成され、イスラム教の信仰に関するやムスリムとして

「相互扶助」の仕組を取り入れた保険制度であり、ムスリムが多く生活するアジア や中東、アフリカ諸国を中心に広がっている。

タカフルの概念の基本的な考え方は、タカフル加入者(一般的な保険の契約者に相当)が支払う金銭はあくまで事故等にあった人々を救済するために使用される基金への自主的な献金(寄付金)であり、本来見返りを求めるものではなく、コーランにある「相互扶助」の精神・目的を果たした上で基金に余剰がある場合において、原則として拠出した資金が加入者に還元されるものである。

タカフルでは、事業内容やタカフル加入者が受け取る経済的な利益は一般的な保険とほとんど同じであるが、タカフル事業者(一般的な保険では保険会社に相当)が制度の「管理者」となり、タカフル加入者が平等の立場で加入者同士の「相互扶助」を図る仕組を運営することにより、その運営方法においてイスラム法に反さないものとしてイスラム社会に受け入れられている11。

(b) 保険に含まれるイスラム法 (シャリア) 禁止要素

保険には、イスラム法に反する以下の3つの概念が含まれるとイスラム法学者が解釈したことから、イスラム社会において保険は忌避すべきものとされている12。

- リバー (Riba=利子・利息)
- マイシール (Maisir=投機・賭博行為)
- ガラール (Gharar=不確実性・過度の不透明性)

タカフルとは、これらの概念を極力排除した上、コーランにおける「相互扶助」 の考え方を取り入れた仕組を整えることで、イスラム法に反しないとの解釈がイス ラム法学者によってなされたことにより成立した制度である。

なお、イスラム金融¹³における銀行業務等では、イスラム法に基づき、上記 3 要素に加えて、「ハラーム(豚肉・酒類等の禁制品)¹⁴の生産、使用、取引の禁止」お

損保総研レポート 第109号 2014.10

の日常生活における行動規範を含む、広い意味でのイスラム社会のあり方を示している。なお、コーランは法典ではなく、あくまで宗教の聖典であるため、利息や賭博の禁止等に関する具体的な「定義」は与えていない。記載されている内容がイスラムの教えに反しているかどうかについては、後のイスラム法学者が解釈したものである(M. Cherif Bassiouni, "The religion of Islam" (The Middle East Institute (MEI) 2012.1))。

¹¹ 機能的にはタカフルと一般的な保険とは共通する部分がほとんどであるため、タカフル事業への参入にあたり、国によって一定の法規制やルールはあるが、現在ではドイツのアリアンツや米国の AIG などの欧米の大手保険会社も事業を行っている。

¹² マレーシア中央銀行 (BNM) ウェブサイト「Islamic Banking & Takaful」。

¹³ イスラム教の教義に基づいた金融手法のことを指す。その主な特徴は「利息」の概念がないということ、イスラム法が禁じている対象には投資や融資ができないことである(金融情報サイト「iFinance」ウェブサイト)。

¹⁴ ハラーム (Haram) とは、イスラム法において「非合法」なものを指す言葉であり、また当該分類に相当する行為そのものを指す。イスラム金融では、ハラーム事業 (豚肉、アルコール、賭博等) に対する投資を禁じている (日本ハラール協会および日本ムスリム協会ウェブサイト他)。

よび「実物取引の裏付けのない金融取引の禁止」の順守が求められている。タカフルもイスラム金融の一分野であるため、資産運用等の業務では、イスラム法に反しない運用先として、イスラミックファンドやイスラム銀行預金を利用する必要がある15。

イスラム法においては、上記3つの概念が保険に含まれているため保険事業を禁止しており、その考え方は以下のとおりである。

ア. リバー (利子・利息)

リバー(Riba)とは、英語の「Interest(利息)」を意味する。イスラム法では、 事業活動による利益の取得は禁止されていないが、不労所得に当たる利息や配当な どは禁止している。保険会社は、事業の一環である資産運用において、資産の貸付、 預金または債券購入等により利息を得ること、利息による収入を原資として保険契 約者に分配する保険商品があるなどの理由から、イスラム法では利息を伴う保険事 業は禁止されている。

イ. マイシール(投機・賭博行為)

マイシール(Maisir)とは、英語の「Gambling(賭博)」を意味する。保険では、保険契約者は万一の事故等に備えて保険料を支払い、事故等が発生すれば保険契約者は約定された保険金を受け取り、何も起きなければ支払った保険料を失うことになる。また、保険会社も、保険事業全体でみて保険料収入以上の保険金支払が発生すれば、大きな損失を被ることになる。これらの事象がイスラム法で禁止されている「賭博」行為に当たる懸念があることから、保険事業はイスラム法で禁止されている。

ウ. ガラール (不確実性・過度の不透明性)

ガラール (Gharar) とは、英語の「Uncertainty (不確実)」を意味する。イスラム法では、事業活動における結果が不確実な取引は認められておらず、商品やサービスは売買当事者の双方がその価値(価格)を明確に認識できなければならないとされている。保険商品は、保険金の支払いを受けるかどうかや、事故等に遭遇する時期やその際に支払われる保険金の額も不確定である。このような不確定要素を含む商品(契約)の取引はイスラム法に反するものとして、イスラム法では保険事業を禁止している。

¹⁵ イスラミックファンドおよびイスラム銀行預金は、イスラム法で禁止されたハラーム事業ではないことをイスラム法学者により承認された運用先のことである。

b. 歴史的経緯

イスラム教における「相互扶助」の考え方は、イスラム教の開祖である預言者ムハンマドによって7世紀から既に説かれていたが、これを保険の仕組に導入したのは20世紀後半になってからである。ムハンマドにより「相互扶助」が説かれた7世紀以降、ムスリムの間では、長距離の移動を伴うキャラバン交易16や航海においては、既にリスクをシェアする概念は存在していたとされている。

一方で、イスラム社会では、コーランにおける金利や投機等に反する要素が含まれることから、保険は長い間、禁忌に当たるとされてきた。しかし、近世になるとイスラム社会において日常生活や企業活動における身の回りの様々なリスクから「ヒト」や「モノ」を守る必要性が出てきたことから、その需要の高まりとともにタカフルが開発されることになった。

タカフルの主な歴史は、図表 6 のとおりである。タカフルは、1979 年に北アフリカのスーダンにおいて、「スーダン・イスラム保険会社(The Islamic Insurance company of Sudan)」が設立されタカフルの取扱を開始したことに始まる。その後、1984 年には東南アジアのマレーシア、1986 年には中東のサウジアラビアでタカフルが開始された 17 。

これらの国々の中でも、マレーシアは世界に先駆けていち早くタカフルの法整備を行った国である。同国は、1984年にタカフルの監督法規となる「1984年タカフル法(Takaful Act 1984)」¹⁸を制定し、保険およびタカフルの監督機関である「マレーシア中央銀行(Bank Negara Malaysia: BNM)」¹⁹が中心となり、現在に至るまでタカフル市場の主導的な役割を果たしている。

イスラム社会においてタカフルが広く認知されたのは、イスラム法の解釈や適格性の判断に権威ある組織である「国際イスラム法学評議会(International Islamic Fiqh Academy: IIFA)20」が、1985年に「イスラム法に反する要素を含む一般的な保険は禁止するが、任意の寄付を基に『相互扶助』の概念を原則に取り入れたタカフルの仕組については承認する」という声明を正式に出したことに基づいている。

¹⁶ キャラバン (隊商) を組み、ラクダを使って砂漠を渡り、遠方まで物品を運ぶ貿易である。西アジアとイスラム諸国を結ぶ交易として、イスラム教が誕生した7世紀以降のアラビア半島で盛んに行われていた(宮田律「移動の歴史の中東イスラム世界」中東協力センターニュース(中東協力センター、2014.2.3))。 17 現在、サウジアラビアにはタカフルと呼ばれる制度は存在しない。詳細は3(2)参照。

^{18 2014} 年 9 月現在、マレーシアにおけるタカフル事業を規制する法律は、2013 年イスラム金融サービス法(Islamic Financial Services Act 2013)である。同法の施行に伴い、一部の条項を除いて 1984 年タカフル法は廃止された。

 $^{^{19}}$ マレーシアにおいて 1984 年当時に保険監督を行っていたのは、財務省 (Ministry of Finance) であったが、 1988 年からはマレーシア中央銀行 (BNM) に変更された。

²⁰ IIFA は、イスラム諸国会議機構 (Organisation of the Islamic conference: OIC) によって、1981 年 2 月に設立された。本部事務局は、サウジアラビアのジェッダ (Jeddah) に所在し、イスラム法学 (Fiqh) による法規定に則して宗教的見解 (Fatwa) を示す役割を担っている。

図表 6 タカフルの主な歴史

時期	主な出来事
1979 年	スーダンで世界初のタカフルを扱う保険会社が設立される
1984年	マレーシアで世界初のタカフルの監督法規である「1984 年タカフル法(Takaful Act 1984)」
1964 +	が制定され、同国でタカフルが開始される
1985 年	国際イスラム法学評議会(IIFA)が「相互扶助」の概念を原則に取り入れたタカフルの仕組
1305 —	を承認し、タカフルの概念が確立される
1986年	サウジアラビアでタカフルが開始される
1994年	インドネシアでタカフルが開始される
1995 年	カタールでタカフルが開始される
1990 +	シンガポールでタカフルが開始される
1997年	ドバイ (UAE) でタカフルが開始される
2002年	レバノンでタカフルが開始される
2002 +	イスラム金融サービス委員会(Islamic Financial Services Board: IFSB) ^(注) が発足する
2003年	パキスタンでタカフルが開始される
2005 4	サウジアラビアで共済保険監督法が施行される
2008年	イギリスでタカフルが開始される
2011年	ケニアでタカフルが開始される
	パキスタン証券取引委員会 (The Securities and Exchange Commission of Pakistan: SECP) が
2012年	「2012年タカフル規則(Takaful Rules 2012)」を立案し、タカフルと一般的な保険の兼営を認める方向
	を示す
	インドネシアにおいてタカフルと一般的な保険の兼営を段階的に禁止する法案が提出される
2013年	マレーシアで「2013 年イスラム金融サービス法(Islamic Financial Services Act 2013)」が
	制定される

- (注) イスラム金融サービス委員会 (IFSB) は、イスラム金融の国際的基準を定めている国際機関であり、2014 年 4 月時点で、世界 45 の国と地域から 184 の機関・団体が参加している。内訳は59 の金融規制当局、8 つの国際的政府間機関、111 の金融機関等(銀行、証券会社、保険会社等) および 6 つの自主規制団体から構成されている。
- (出典: ERNST&YOUNG, "THE WORLD TAKAFUL REPORT 2012", ICMIF, "takaful & mutuality" 等をもとに作成)

c. タカフルの種類

タカフルは、損害保険に相当する「ジェネラル・タカフル(General Takaful)」と生命保険に相当する「ファミリー・タカフル(Family Takaful」の2種類に大別され、タカフル事業者は2種類のタカフルを兼営しているのが一般的である。このほかには、タカフルの再保険に相当する「リタカフル(Retakaful)」を行う事業者が存在する。ジェネラル・タカフル事業で提供される商品の種類は、国や地域、タカフル事業者によって若干異なるが、基本的には一般的な損害保険とほぼ同じであり、「自動車タカフル」「火災タカフル」「海上タカフル」等が用意されている。

また、北アフリカのスーダンや東南アジアのインドネシアなどの国々では、金銭的に困窮しているムスリムでも加入することが可能な保険制度として、マイクロ・タカフル (Microtakaful) ²¹ も行われている。

-

²¹ ICMIF, "Completing the Takaful offering – Microtakaful" by Profr. Badr El Din Rahim, Central

d. タカフルの仕組および一般的な保険との違い

以下では、タカフルの仕組およびタカフルと保険との違いについて説明する。

(a) タカフルの仕組

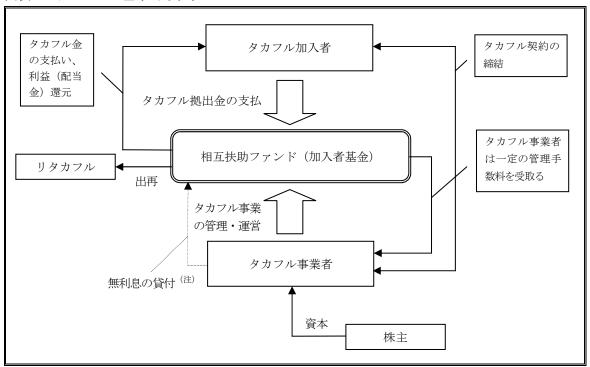
図表 7 は、タカフルの基本的な仕組である。タカフルでは、タカフル加入者 (Participants) は一般的な保険の保険料に相当する拠出金 (Contribution) を相 互扶助ファンド (Takaful fund) に拠出する契約をタカフル事業者と締結する。この拠出金は寄付金としての性格を持っており、「相互扶助ファンド」に蓄えられた資金は、タカフル加入者に帰属することになる。加入者が不測の事故等に遭遇した場合には、このファンドから「ザカート (Zakat=喜捨)」22の位置付けで、タカフル金 (一般的な保険の保険金に相当) が支払われる。また契約期間中に事故等が発生しなかった場合、当該タカフル加入者はタカフルの引受利益や資産運用利益の一部から利益が還元される。

タカフル事業者の役割は「相互扶助ファンド」を適正に管理・運営することであるため、タカフル事業者は「タカフルの管理者(Takaful Operator)」の位置付けとなる。タカフル事業者は、この「相互扶助ファンド」を管理および制度運営の維持に必要な経費を賄う対価として、一定の管理手数料および利益に対する成果報酬を「相互扶助ファンド」から受け取る。

なお、タカフル事業の運営には、「相互扶助ファンド」の運営、営業、事故等が発生した場合の損害調査、イスラム法に反しない企業等への投資(資産運用)などがある。

Bank of Sudan, Sudan (2014.2) および国際協同組合保険連合 (ICMIF) ウェブサイト「Microtakaful」。 22 ザカート (Zakat) とは、イスラム教の五行の教えの1つであり、財産に余裕のあるムスリムに対し、困窮者を助けるため一定比率の金銭や現物の支払いを求める義務的な喜捨 (施し)を意味する。コーランでは、ザカートを受ける資格があるものは、貧困者、罹災者、自由を束縛されている者、債務者、ザカート管理者などであるとされている (イスラミックセンタージャパンウェブサイト)。

図表7 タカフルの基本的な仕組



(注) 無利息の貸付は相互扶助ファンドに赤字が生じた場合のみ。

(出典: Swiss Re, "Islamic Insurance Revisited (September 2011)" 等をもとに作成)

(b) タカフルの事業モデル

タカフルの事業モデルには、タカフル事業者および加入者との間における事業費用や手数料および利益の分担方法等により、主に代理人モデル(ワカラ(Wakala))、利益配分モデル(ムダーラバ(Mudharaba))、およびそれらの組み合わせであるハイブリッドモデルの3種類が存在する(図表8参照)。

タカフルには複雑なビジネスモデルが複数存在し、国によってはタカフルの事業 モデルが複数使用されている。なお、現在、世界的に主流となっているのは、ハイ ブリッドモデルである²³。

図表8 タカフルの主な事業モデル

事業モデル	内容
代理人モデル (ワカラ(Wakala))	代理人モデルとは、タカフル事業者がタカフル加入者の代理人として「相互扶助ファンド」の運営を行い、加入者が拠出する寄付金額に対して事前に定めた比率を乗じた代理人費用(ワカラ手数料=Wakala Fees)を受け取るモデルである。タカフル事業の運営において生じた剰余金(Surplus)および利益(Benefit)は全額タカフル加入者に帰属し、運営で損失が生じた場合は加入者の損失となる。また、加入者とタカフル事業者の間で事前に合意している代理人費用の比率を途中で変更することはできない。

 $^{^{23}\,}$ Swiss Re, "Islamic Insurance Revisited (September 2011)"

_

事業モデル	内容
利益配分モデル (ムダーラバ (Mudaraba))	利益配分(Profit sharing)モデルは、タカフル加入者がタカフル事業者に資本を提供し、タカフル事業者が行うタカフル運営に伴う利益については、当事者間で事前に定めた比率(5:5等)により、タカフル加入者とタカフル事業者に配分され、損失が生じた場合は加入者の損失となる。
ハイブリッドモデル	このモデルは、前記の代理人モデルおよび利益配分モデルを組み合わせた 事業モデルである。このモデルでは、契約引受業務(underwriting)は代 理人モデルで行い、投資(資産運用)業務は、事前に定めた比率に基づき 計算された利益配分のみを受け取る利益配分モデルを利用する。 ハイブリッドモデルは、両モデルの長所を生かしたモデルであることから、 国際的な金融規制団体であるイスラム金融機関会計・監査機構(The Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions: AAOIFI)(注) がハイブリッドモデルの使用を推奨している。

(注) イスラム金融機関会計・監査機構 (AAOIFI) は、1991 年にバーレーンで設立された組織であり、 イスラム法の解釈の統一のために各種の会計・監査基準を定めている機関である。

(出典: Swiss Re, "Islamic Insurance Revisited (September 2011)" 等をもとに作成)

(c) 損失が生じた場合の実務対応

タカフルでは、「相互扶助」の原則に基づき、株主資本をタカフル加入者(契約者) 勘定の基金から分離しなければならないため、タカフルの事業運営において「相互 扶助ファンド」に赤字(deficit)が生じた場合は加入者が損失分を負担する仕組と なっている。

しかし、実務上は、いずれの事業モデルにおいてもタカフル事業者が「相互扶助ファンド」に無利息の貸付を行うことで損失部分をカバーし、加入者に負担がかからないようにすることが一般的である。実務的には、タカフル事業者は赤字が発生した当該年度以降に、「相互扶助ファンド」の剰余金(Surplus)から赤字費用を回収することで加入者が直接的に損害を被ることがないよう対応がなされている。

(d) タカフル事業に関する規制

タカフルにおける規制・監督制度については、国や地域により異なる部分があるが、 一般的にタカフル事業者には、次の条件のすべてを満たすことが求められている。

- 利益をタカフル加入者に分配することをあらかじめ約定すること
- 株主資本をタカフル加入者勘定の基金から分離すること
- タカフル事業がイスラム法に反していないこと (シャリア適格であること) を審査するシャリア諮問委員会を設置すること
- イスラム法に反する(シャリア非適格)資産に対する投資等を回避すること

タカフルでは、イスラム法に則っていることが前提であるため、マレーシア等の 多くのイスラム諸国では、タカフル事業者に対し、イスラム法学者によって構成さ れる「シャリア諮問委員会 (Shariah Board)」の設置を法律または規制により義務 付けている24。「シャリア諮問委員会」は、タカフルの商品や約款内容、資産運用や 取引等について、あらゆる観点でシャリアに反していない(シャリアに基づく)、「シ ャリア適格 (Shariah compliant)」であることを審査する。

なお、シャリア諮問委員会によるシャリア適格の審査は、イスラム金融(銀行等) 全般で設置が義務付けられている。

(e) タカフル事業者数

国際協同組合保険連合 (The International Cooperative and Mutual Insurance Federation: ICMIF) 25によると、タカフル事業を専業で行っている会社および 一般的な保険事業と兼営でタカフル事業を行っている会社の数は、2014年9月現 在、238 社である。また、再保険に当たるリタカフルを行っている事業者は33社 である。

(f) タカフルの販売チャネル

タカフルの主な販売チャネルは、販売上位から順に①保険ブローカー、②銀行窓 販のバンカタカフル(Bancatakaful) ²⁶、③小売業である。その他の販売チャネル には、法人および個人代理店、直扱、イスラム教の集会における販売、電話による 販売などがある27。

(2) イスラム式保険

サウジアラビアでは 1986 年にタカフル制度が開始され、タカフルと呼ばれる保険 制度が存在したが、2011年以降、タカフルと呼ばれる保険制度は存在せず、法律で規 定された保険制度(本稿では「イスラム式保険」と呼ぶ)が存在する28。

²⁴ イスラム諸国の中で戒律に最も厳格に従う国とされるサウジアラビアでは、保険会社に対するシャリ ア諮問委員会の設置は義務付けられていない。同国では、日常生活はもとよりビジネスにおいてもイスラ ム法に反していないことは大前提とされているため、販売する商品等がイスラム法に則っていることは当 然であると認識されている。このため、同国におけるシャリア諮問委員会の設置は、義務ではなく各保険 会社判断となっている。

²⁵ 国際協同組合保険連合 (ICMIF) は、1895 年に設立された国際協同組合同盟 (International Cooperative Alliance: ICA) が、協同組合保険の協力促進を目的として 1922 年に発足した専門機関(保険委員会)を 起源とする、世界の保険協同組合、相互保険会社等によって結成される国際組織である。現在およそ 49カ 国 77 会員グループ、150 以上の保険協同組合・相互保険会社等が加盟しており、本部はイギリス・マンチ エスター近郊のオルトリンカムに所在する。国際協同組合保険連合(ICMIF)は「相互扶助」の精神を包含 するタカフルに関する情報収集・発信も行っており、タカフル事業者12社、リタカフル事業者4社、2つ のタカフル関連機関が加盟している。

²⁶ 銀行の窓口でタカフルを販売する募集方法で、保険におけるバンカシュアランス (Bancassurance) と同義である。

²⁷ 前掲脚注 5。

²⁸ サウジアラビアの保険関係者によると、サウジアラビアにおいてタカフルと呼ばれる制度がなくなった 理由については、タカフル商品免許を得た数社の保険会社が、「既存の保険よりもタカフルの方がよりイス ラム法に則している(シャリア適格)」と消費者に喧伝したことに端を発する。これがきっかけとなり、消

サウジアラビアの保険制度は、監督当局であるサウジアラビア通貨庁(Saudi Arabian Monetary Agency: SAMA)により規定された法律である「共済保険監督法(Cooperative Insurance Companies Control Law)」29に則ったイスラム式保険があるのみであり、イスラム式保険以外の一般的な保険も存在しない。サウジアラビアのイスラム式保険はタカフルと似た仕組を有している。イスラム式保険では、保険の概念に反するコーラン上の教えである3つの概念(利息、賭博行為、過度の不透明性)の要素を取り除くのではなく「相互扶助」の仕組を取り入れることでイスラム法(シャリア)に反さないとの整理のもとで保険商品が販売されている。

共済保険監督法の規定では、主に以下の点を保険会社に課している。

- 会社形態は株式会社でなければならない。
- 保険会社は法定準備金の要件を満たした上で、保険契約者が支払う保険料をプールする事業ファンドに剰余金が出た場合、その 10%以上を保険契約者に還元しなければならない。
- 保険会社は事業ファンドの 20%以上の資金を国債に投資しなければならない。 また 20%以上の資金をサウジアラビアにおいて認可された銀行により発行された債券に投資しなければならない。

4. イスラム保険の市場

本項では、イスラム保険の市場規模等に関し概観した上で、市場の大部分を占めるサウジアラビアの保険市場およびマレーシアのタカフル市場、ならびにイスラム保険市場の課題について説明する。

(1) 市場概要

以下ではイスラム保険の市場規模、イスラム保険の二大市場の推移および市場シェアについて説明する。

a. イスラム保険の市場規模

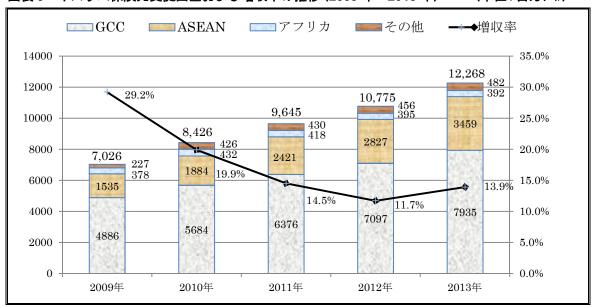
図表9は、世界のイスラム保険の元受拠出金(元受保険料)および増収率の推移を

費者や他の保険会社から、イスラム教の教えに厳格なサウジアラビアにおいて、「この宣伝文句はいったいどういう意味なのか」との問い合わせや反論等の指摘がサウジアラビア通貨庁(SAMA)宛に殺到し(タカフルの商品認可を受けていない他の保険会社のやっかみもあったと考えられる)、これを受けて当局(SAMA)がタカフル商品の認可および商品販売を一切停止する措置に踏み切った経緯がある、とのことである。29 共済保険監督法の施行は 2003 年である(実施規則の導入は 2004 年)。イスラム法では保険契約は禁止されているため、それまでサウジアラビアでは保険会社を規制する法規や当局はなく、正式に認可された保険会社もなかった。共済保険監督法によりサウジアラビア通貨庁(SAMA)が保険会社の規制監督当局となった。

地域別に示したものである。イスラム保険市場の 2013 年のイスラム保険元受拠出金 は約 122 億 6,800 万 $^{\text{Li}}$ $^{\text{Li}}$ (約 1 兆 3,372 億円) であり、2009 年から 2013 年までの 4 年間で年平均 15.0%の増収を示している。近年における増収率は、前年 30 から 30%近 い増収を記録した 2009 年と比較すると増収率は鈍化しているが、依然として 10%を上回る高い成長率となっている。

図表 10 は、2013 年のイスラム保険元受拠出金における市場シェアを示したものである。中東の主要国で構成される湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council:以下「GCC」) 31 加盟国が拠出金全体の約 65%近くを占めている。また ASEAN(東南アジア諸国連合)が約 30%近い市場シェアを占めており、アーンスト・アンド・ヤング(Ernst & Young)によると、GCC および ASEAN がイスラム保険の二大市場とされている 32 。

なお、本稿におけるタカフルの数字は、特段の記載がない限り、損害保険に相当する「ジェネラル・タカフル」および生命保険に相当する「ファミリー・タカフル」の合計である。



図表 9 イスラム保険元受拠出金および増収率の推移(2009年~2013年)(注) (単位:百万ドル)

(注) GCC には、アラブ首長国連邦 (UAE)、バーレーン、クウェート、カタール、サウジアラビアが含まれる。ASEAN には、インドネシア、フィリピン、マレーシアなどの国が含まれる。その他の国には、レバノン、トルコ、パキスタン、バングラデシュなどの国が含まれる。なお、2013 年の数字については推計値が含まれている。

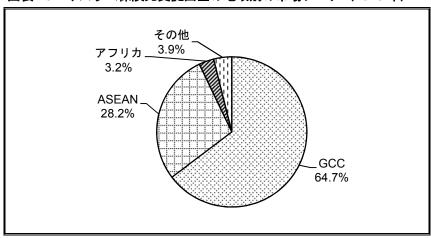
損保総研レポート 第109号 2014.10

^{30 2008}年のイスラム保険元受拠出金は、約54億3,800万ドル(約5,927億円)。

 $^{^{31}}$ 湾岸協力理事会(GCC)とは、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)の 6 カ国を指す。

 $^{^{32}}$ ただし、このほかにもイランのようにイスラム社会であり元受収入保険料が大きい国も存在するが、本稿では GCC および ASEAN をイスラム保険の二大市場とする。

(出典: ERNST&YOUNG, "Global Takaful Insights 2014" および Middle East Insurance Review 等をもとに作成)



図表 10 イスラム保険元受拠出金の地域別の市場シェア(2013年)(注)

(注) EY analysis の推計値に基づく

(出典: ERNST&YOUNG, "Global Takaful Insights 2014" および Middle East Insurance Review 等をもとに作成)

b. イスラム保険の二大市場の推移および市場シェア

以下では GCC 諸国のイスラム保険市場規模および ASEAN 諸国のイスラム保険市場規模について説明する³³。

(a) GCC 諸国のイスラム保険市場規模

図表 11 は、GCC 諸国におけるイスラム保険の市場規模を表すイスラム保険元受拠出金の推移である。GCC における 2013 年のイスラム保険元受拠出金の合計額は約 79 億 \hbar \hbar (約 8,611 億円)であり、2009 年から 2013 年までの 4 年間で年平均 12.9%を示し、堅調な成長を遂げている。

図表 12 は、2013 年の GCC 諸国におけるイスラム保険元受拠出金の市場シェアである。とりわけ際立っているのはサウジアラビアで、市場シェアの約 77%を 1 カ国で占めている。これに次ぐのはアラブ首長国連邦(UAE)であり市場全体の 15% 弱であるが、サウジアラビアの市場シェアとあわせると 2 カ国で市場シェアの 9 割以上を占めている。

-

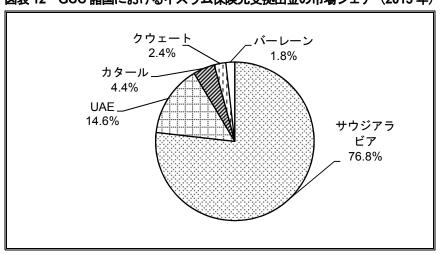
³³ 前掲脚注5のデータによる。

図表 11 GCC 諸国におけるイスラム保険元受拠出金の推移(2009 年~2013 年)(単位:百万ドル)

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	年平均 増収率
サウジアラビア	3,896	4,370	4,934	5,455	6,095	11.9%
UAE	640	818	909	1,028	1,162	16.6%
カタール	136	260	274	319	350	30.7%
クウェート	128	133	139	169	188	10.3%
パーレーン	87	102	120	126	140	12.7%
合計	4,887	5,683	6,376	7,097	7,935	12.9%

(出典: ERNST&YOUNG, "Global Takaful Insights 2014" をもとに作成)

図表 12 GCC 諸国におけるイスラム保険元受拠出金の市場シェア (2013年)



(出典: ERNST&YOUNG, "Global Takaful Insights 2014" および Middle East Insurance Review 等をもとに作成)

(b) ASEAN 諸国のイスラム保険市場規模

図表 13 は、ASEAN(東南アジア諸国連合)諸国におけるイスラム保険の市場規模を表すイスラム保険元受拠出金の推移である。2013年のイスラム保険元受拠出金の合計額は約 35 億 \mathbb{N} (約 3,815 億円)、2009年から 2013年までの 4 年間で年平均 22.6%を示し、急成長を遂げている。

図表 14 は、2013 年の ASEAN 諸国におけるイスラム保険元受拠出金の市場シェアである。ASEAN では、マレーシアが市場シェアの約 70%を占めており、インドネシアの 22.6%をあわせると 2 カ国で約 93%の市場シェアとなっている。

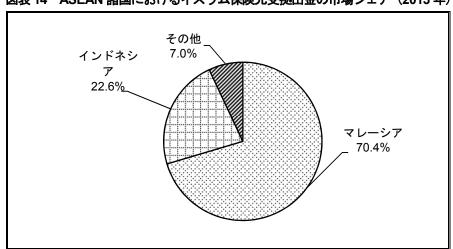
図表 13 ASEAN 諸国におけるイスラム保険元受拠出金の推移(2009 年~2013 年)^(注)(単位:百万ドル)

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	年平均 増収率
マレーシア	1,158	1,273	1,639	1,962	2,436	20.7%

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	年平均 増収率
インドネシア	252	416	560	633	781	34.0%
その他	136	196	222	232	243	16.6%
合計	1,535	1,885	2,421	2,827	3,460	22.6%

(注) その他の国には、シンガポール、タイ、ブルネイが含まれる。

(出典: ERNST&YOUNG, "Global Takaful Insights 2014" をもとに作成)



図表 14 ASEAN 諸国におけるイスラム保険元受拠出金の市場シェア (2013年)

(出典: ERNST&YOUNG, "Global Takaful Insights 2014" および Middle East Insurance Review 等をもとに作成)

(2) サウジアラビア

以下ではサウジアラビアの概要、損害保険の市場規模、損害保険事業の収支状況、 元受損害保険料の種目別内訳とその推移、保険販売チャネル、および損害保険市場の 特徴について説明する。

a. サウジアラビアの概要

サウジアラビア王国(Kingdom of Saudi Arabia)は、国土面積は約 215 万平方キロメートル(わが国の約 5.7 倍)で中東において最大である(図表 15 参照)。人口はわが国のおよそ 4 分の 1 の約 2,920 万人(2012 年(この内 936 万人は外国人))である。民族はアラブ人(サウジアラビア人)であり、宗教はイスラム教(国教)である。サウジアラビアは世界最大級の石油埋蔵量、生産量および輸出量を誇るエネルギー大国であり、輸出総額の約 9 割、財政収入の約 8 割を石油に依存している。IMF によると、サウジアラビアの 2013 年の実質 GDP 成長率は、3.8%で先進国と比べ高い。名目 GDP はわが国のおよそ 15%の 7,453 億 \mathbb{N} (2013 年)、1 人あたり GDP はわが国のおよそ 55%の 2 万 4,847 \mathbb{N} (2013 年)となっている。

サウジアラビアは国内産業における外国人労働者の割合が高く、同国の最大の課題は若年層への雇用機会の増大であり、労働者のサウジアラビア人化を目指すサウダイゼーション (Saudization) 34を国策としている35。



図表 15 サウジアラビアの地図

(出典:http://freemap.jp/をもとに作成)

b. 損害保険の市場規模

スイス再保険が発行している「シグマ 2014 年第 3 号 2013 年の世界の保険」によれば、サウジアラビア損害保険市場における 2013 年の元受収入保険料は約 61 億 500 万トル (約 6,654 億円) である 36 。世界の損害保険市場に占めるマーケット・シェアは 0.30%で第 35 位であり、中東ではイラン、イスラエルに次ぐ第 3 位である。

なお、前記 3.(2) で説明したとおり、サウジアラビアにはタカフルと呼ばれる保険

^{34 「}サウダイゼーション」とは、サウジアラビアにおいて自国民の雇用の促進を目的として政府が実施する一連の政策を指す。「サウダイゼーション」では原則としてサウジアラビア国内のすべての企業が決められたサウジアラビア人の雇用比率を満たす必要があり、その比率は業種や従業員数に応じて定められている。企業は決められた雇用比率の達成度に応じて、①エクセレント(Excellent)、②緑(Green)、③ 黄(Yellow)および④赤(Red)に分類される。このうち①または②に分類された会社には一定のインセンティブ(外国人労働者の労働許可証の更新が可能等)が付与され、一方で③または④に分類された会社にはペナルティが課される。ペナルティには、外国人労働者の労働許可証の更新不可、外国人労働者の労働ビザの発給不可等がある。本政策はサウジアラビアで営業する日系企業にも適用されている(在サウジアラビア日本国大使館「サウジ経済動向」(2014.8))。

³⁵ 外務省ウェブサイト、「各国・地域情勢『サウジアラビア王国』」。

 $^{^{36}}$ スイス再保険の「シグマ 2014 年第 3 号 2013 年の世界の保険」と ERNST & YOUNG の "Global Takaful Insights 2014"では、データ取得の基準が異なることから公表数字にも若干の相違がある。なお、シグマによるサウジアラビアの生命保険元受収入保険料は 2 億 5,600 万ドル(約 279 億円)であり、同国の保険料収入のほとんどは損害保険によるものである。

制度は存在せず、タカフルと同じ「相互扶助」の精神を取り入れ、法律で規定された 保険制度(イスラム式保険)が存在するのみである。

c. 損害保険事業の収支状況

損害保険全種目合計の損害率、およびコンバインド・レシオは図表 16 のとおりである。過去 5 年間の推移で見ると、2011 年までの損害率は概ね 70%前後で推移しているが、2013 年は 90%を超えている。

損害保険市場における経常損益等の推移は図表 17 のとおりである。2013 年の経常 損益は、同年の損害率が非常に高かったことが影響して、14 億 2,800 万 SR (約 414 億 1,200 万円) ³⁷の損失となっている。2013 年の収支が悪化した原因については、同 年の保険会社間の熾烈な価格競争により、保険会社が採算の取れない低価格で保険商 品を販売したこと、および首都リヤドの大型ショッピングセンターで発生した大規模 火災が影響しているとされている³⁸。

図表 16 損害率、コンパインド・レシオの推移(2009 年~2013 年)

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
損害率	70.9%	68.2%	71.8%	77.6%	92.9%
コンバインド・レシオ ^(注)	86.0%	86.0%	90.0%	_	_

(注) アーンド・インカード・ベーシス損害率による。なお、事業費率に関するデータ、2012 年および 2013 年におけるコンバインド・レシオのデータは未公表である。

(出典: Saudi Arabian Monetary Agency, "The Saudi Insurance Market Report 2013" および "Forty Ninth Annual Report Latest Economic Developments 1434H (2013G)"をもとに作成)

図表 17 損害保険市場における収支状況の推移(2010年~2013年) (単位:百万 SR)

項目	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
既経過保険料	9,616	11,668	14,007	17,146
正味発生保険金	6,554	8,382	10,926	15,931
保険引受利益	1,234	927	1,130	▲ 1,725
投資収益	159	70	323	334
経常損益	1,138	890	972	▲ 1,428
総資産利益率(ROA)	4.7%	2.8%	2.8%	▲ 3.4%
株主資本利益率(ROE)	15.1%	9.6%	9.6%	▲ 15.3%

(出典: Saudi Arabian Monetary Agency, "The Saudi Insurance Market Report 2013" をもとに作成)

 $^{^{37}}$ SR は、サウジアラビアの通貨「サウジアラビア・リヤル(The Saudi Arabian Riyal)」を指す。2014年 9月末の為替レートに基づき、1SR=29円で換算。

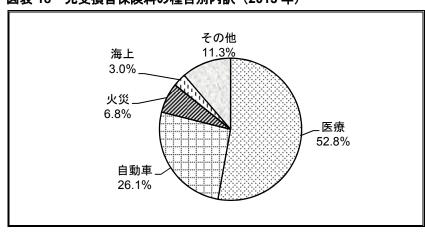
³⁸ Oxford Business Group, "Saudi insurance market remains tight" (2014.7.11) および AXCO,

[&]quot;Insurance Market Information: Non-Life (P&C) Saudi Arabia" (2014.8)

d. 元受損害保険料の種目別内訳とその推移

サウジアラビアにおける元受損害保険料 (2013年) の種目別の内訳は、医療保険が 52.8%、自動車保険が 26.1%であり、この 2 種目が保険料全体の 8 割近くを占めている (図表 18 参照)。

損害保険の種目別元受収入保険料の推移は図表 19 のとおりである。2009 年から 2013 年までの全種目の年平均増収率は15.8%であり、特に自動車保険が年平均20.6% と高い増収率を示している。



図表 18 元受損害保険料の種目別内訳(2013年)

(出典: Saudi Arabian Monetary Agency, "The Saudi Insurance Market Report 2013"をもとに作成)

(単位:百万 SR)

図表 19 種目別元受収入保険料の推移(2009年~2013年)

保険種目	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	年平均 増収率
医療	7,292	8,690	9,708	11,285	12,895	15.4%
自動車	3,055	3,239	3,922	4,689	6,355	20.6%
火災	905	959	1,157	1,348	1,665	16.7%
海上	525	518	634	743	740	9.5%
その他 ^(注)	1,830	2,010	2,178	2,220	2,741	10.9%
合計	13,607	15,416	17,599	20,285	24,396	15.8%

(注) その他には、航空保険、エネルギー保険、エンジニアリング保険などが含まれる。

(出典: Saudi Arabian Monetary Agency, "The Saudi Insurance Market Report 2013" をもとに作成)

e. 保険販売チャネル

サウジアラビアの損害保険会社関係者によると、同国における保険販売は、保険会社による直扱の割合が高く、それ以外は数十社ある保険ブローカーが主な販売チャネルである、とのことであった。また、サウジアラビアには保険代理店による販売も存在はするが、その割合は微々たるものとのことである。

f. 損害保険市場の特徴

以下ではサウジアラビアの損害保険市場における特徴として、「損害保険浸透率が低い」および「医療保険が市場の大半を占める」について説明する。

(a) 損害保険浸透率が低い

スイス再保険が発行している「シグマ 2014 年第 3 号 2013 年の世界の保険」によれば、2013 年のサウジアラビアにおける損害保険収入保険料の GDP に対する比率 (浸透率)はわずか 0.8%で、これはわが国の 2.3%に対し約 3 分の 1 の水準であり、周辺国のアラブ首長国連邦(UAE)の 1.5%よりも低い水準にある。

この理由としては、サウジアラビアの自国民が潤沢なオイルマネーにより社会保障の面で優遇されていることが背景にある(サウジアラビア人の公的医療機関における医療費は原則無料等)。このような背景から、サウジアラビア人の保険ニーズは経済規模に比べ小さいと考えられる。

(b) 医療保険が市場の大半を占める

前記 4.(2).d で説明したとおり、サウジアラビアにおける元受損害保険料 (2013年) は、医療保険が 52.8%と市場の半分以上を占めている。

サウジアラビアでは、自国民が社会保障の面で優遇されている反面、同国の企業で働く従業員の多くは外国籍(海外からの出稼ぎ等)であり、彼らは病気等の場合に補償がなく高額な医療費がかかる。このような外国人労働者のため、サウジアラビアにおいては、雇用主は従業員およびその家族に対する医療保険を提供することを「共済医療保険法(Cooperative Health Insurance Law)」により義務付けている39。

なお、この強制保険としての医療保険の加入先は民間保険会社に委ねられている。

(3) マレーシア

以下ではマレーシアの概要、損害保険の市場規模、ジェネラル・タカフル市場の特徴、ジェネラル・タカフル事業の収支状況、および元受ジェネラル・タカフル拠出金の種目別内訳とその推移について説明する。

a. マレーシアの概要

東南アジアの中心に位置するマレーシア(Malaysia)は、3 つの連邦特別区(首都 クアラルンプール、ラブアン、プトラジャヤ)および 13 の州から成る立憲君主制(議 会制民主主義)国家である。国土面積は約 33 万平方キロメートル(わが国の約 0.9 倍)を有

³⁹ Cooperative Health Insurance Council, "Implementing Regulations of the Cooperative Health Insurance Law in the Kingdom of Saudi Arabia(Amended)" (2009.6) およびサウジアラビア通貨庁(SAMA)ウェブサイト、「General Insurance Information」。

し、人口は約2.995万人(2013年)である(図表20参照)。

民族はマレー系(約67%)、中国系(約25%)、インド系(約7%)のほか、多数の部族が暮らす他民族国家であり、宗教は国教であるイスラム教を国民のおよそ61%が信仰しているが、多民族国家を反映して、仏教やヒンドゥー教、キリスト教など他の宗教を信仰する国民も多い。

IMF によると、マレーシアの 2013 年の実質 GDP 成長率は 4.7%である。名目 GDP は、わが国のおよそ 16 分の 1 の 3,124 億 \mathbb{N} \mathbb{N} (2013 年) であり、国民 1 人あたり GDP は、わが国のおよそ 4 分の 1 の 1 万 548 \mathbb{N} \mathbb{N} (2013 年) である \mathbb{N} \mathbb{N} (2013 年)



図表 20 マレーシアの地図

(出典:http://freemap.jp/をもとに作成)

b. 損害保険の市場規模

スイス再保険が発行している「シグマ 2014 年第 3 号 2013 年の世界の保険」によれば、マレーシア損害保険市場における 2013 年の元受収入保険料は約 51 億 6,100 万 ト ν (約 5,625 億円) ν (1 5,

c. ジェネラル・タカフル市場の特徴

以下ではマレーシアの損害保険市場における特徴として、「タカフル全体に占めるジェネラル・タカフルの割合が低い市場」、「一般的な損害保険に比べ規模が小さい市場」

⁴⁰ 外務省ウェブサイト、「各国・地域情勢『マレーシア』」。

⁴¹ 本数字にジェネラル・タカフルは含まれない。

および「規制が整備された市場」について説明する。

(a) タカフル全体に占めるジェネラル・タカフルの割合が低い市場

マレーシアのタカフル市場は、従来から生命保険に相当するファミリー・タカフルの割合が高く、損害保険に相当するジェネラル・タカフルの割合が低い⁴²。タカフルに占めるジェネラル・タカフルの割合は約 22.3%(2012 年)である。

図表 21 は正味収入タカフル拠出金の推移である。拠出金の額は 2009 年から継続してファミリー・タカフルの方が高い。2009 年から 2012 年までのジェネラル・タカフルの年平均増収率は 18.0%であり、2012 年の正味収入タカフル拠出金の額は、13 億 1,300 万川/ギ (約 433 億 2,900 万円) ⁴³となっている。

図表 21 タカフルの種類別・正味収入タカフル拠出金の推移(2009 年~2012 年) (単位: 百万リンギ)

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	年平均 増収率
ジェネラル・タカフル (22.3%) ^(注)	804	1,031	1,159	1,313	18.0%
ファミリー・タカフル (77.7%) ^(注)	2,526	3,391	3,704	4,575	22.3%
合計	3,330	4,422	4,863	5,888	21.3%

(注) カッコ内はタカフル全体に占めるジェネラル・タカフルおよびファミリー・タカフルの構成比(2012年)

(出典: Bank Negara Malaysia, "Takaful Annual Report & Statistics, Annual Takaful Statistics 2013" 等をもとに作成)

(b) 一般的な損害保険に比べ規模が小さい市場

図表 22 は、マレーシアにおける損害保険およびジェネラル・タカフルの規制・ 監督法、元受収入保険料、ならびに保険浸透率等を整理したものである。

現在の損害保険元受収入保険料に対する元受ジェネラル・タカフルの割合は約11.9%と低く、一般的な損害保険と比べると市場規模は小さい。

一方で、市場の成長性に関しては、人口 3,000 万人程度のマレーシアは、消費市場としての魅力は他の ASEAN 諸国に劣る側面はあるが、出生率も高く将来的には人口が増えると予想されており44、今後全人口の 6 割を超える同国のムスリム人口がさらに増加するのに伴い、一定の成長が見込まれる。

⁴² マレーシアは、ファミリー・タカフルにおいて世界一のタカフル拠出金額を誇る市場である(前掲脚注5)。また、マレーシアの保険関係者によると、マレーシアにおけるタカフル市場は主に配当利回りが高いという理由により、非ムスリム、特に中国人を中心に契約が伸びている、とのことであった。
43 リンギは、マレーシアの通貨「マレーシア・リンギット (The Malaysian Ringgit)」を指す。2014年

⁹月末の為替レートに基づき、1 リンギ = 33 円で換算。

⁴⁴ 国際連合・経済社会局・人口部の統計によると、マレーシアの総人口は 2020 年までに 3,299 万人、2030 年に 3,726 万人、2040 年に 4,080 万人、2050 年に 4,346 万人と予想されている。

図表 22 マレーシアにおける損害保険およびジェネラル・タカフルに関する現況比較

	損害保険	ジェネラル・タカフル
規制・監督機関	マレーシア中央銀行(BNM)	左記と同様
規制・監督法	2013 年金融サービス法(Financial Services Act 2013)	2013 年イスラム金融サービス法 (Islamic Financial Services Act 2013) ^(注1)
元受収入保険料 (元受ジェネラル・タカフル拠出金)	約 146 億 7,900 万リンギ (2012 年) (約 4,844 億 700 万円)	約 17 億 4,700 万リンギ (2012 年) (約 576 億 5,100 万円)
損害保険元受収入保険料に 占めるジェネラル・タカフルの割合		
前年比増収率(2012 年)	8.2%	14.4%
保険浸透率(2013 年)	1.7%	0.2%
保険会社数(2013 年)	24 社 (生損保兼営保険会社 5 社含む)	12 社
再保険会社数(2013 年)	6 社 (生損保兼営再保険会社 1 社含む)	4 社

⁽注1) ファミリー・タカフルも同法により規制されている。

(出典: Swiss Re, "sigma No3/2014" および Bank Negara Malaysia, "Takaful Annual Report & Statistics, Annual Takaful Statistics 2013"をもとに作成)

(c) 規制が整備された市場

マレーシアのジェネラル・タカフル市場の特徴は健全な成長を遂げていることで ある。この理由としては、規制・監督機関であるマレーシア中央銀行(BNM)によ る厳格な市場整備が図られていることが挙げられる。

マレーシアはタカフルに関する規制法を世界で最も早く制定するなど、これまで タカフル事業者の規制強化、契約者保護制度の策定等を図ってきた国である45。

2013 年 6 月に施行された 2013 年イスラム金融サービス法 (IFSA) では、金融 分野における財政基盤の強化・安定化等を図っている(前記図表22参照)。例えば、 タカフルでは生損保の兼営が一般的であるが、同法 286 条ではこれを禁じており、 生損保の兼営免許を保持しているタカフル事業者は、5年間の移行期間のうちに単 一のタカフル事業者に切り替える必要がある。この規制の目的も「事業の焦点を明 確にすることで長期的に業界の成長を促進させること」等にあるとされている46。

⁽注2) 生命保険元受収入保険料に占めるファミリー・タカフルの割合は、約16%(2012年)である。

⁴⁵ マレーシアには、タカフル事業者等が万が一破綻した場合に契約者を保護する制度として、タカフル および保険分野の保険給付金保護制度(Takaful and Insurance Benefits Protection System: TIPS)と 呼ばれる基金が存在する。本制度の目的は、タカフル事業者等の契約者のタカフル金等の保護を行うこと であり、保護の対象は生損保の契約者およびタカフルの契約者である。

⁴⁶ Asia Insurance Review, "Takaful: Rules redefining insurance's fastest-growing segment" (2014.4)

d. ジェネラル・タカフル事業の収支状況

ジェネラル・タカフル全種目合計の損害率、事業費率およびコンバインド・レシオは図表 23 のとおりである。2011年の損害率は67.8%と上昇したが、2012年には56.9%に低下しており、損害率の悪化は一時的なものに留まっている。コンバインド・レシオは損害率が悪化した2011年は82.1%となったが、全体的には良好である。

ジェネラル・タカフル市場における収支状況の推移は図表 24 のとおりである。2010 年と 2011 年はタカフル引受利益が前年比減少したものの、2012 年には回復しタカフル引受利益は 1 億 9,000 万川ンギ (約 62 億 7,000 万円) となっており、全体として収支状況は良好である47。

図表 23 損害率、事業費率、コンパインド・レシオの推移(2008 年~2012 年)

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
損害率	50.1%	57.0%	59.5%	67.8%	56.9%
事業費率	25.2%	11.8%	16.3%	14.3%	16.1%
コンパインド・レシオ	75.3%	68.8%	75.8%	82.1%	73.0%

(注) アーンド・インカード・ベーシス損害率による。

(出典: Bank Negara Malaysia, "Takaful Annual Report & Statistics, Annual Takaful Statistics 2013" 等をもとに作成)

図表 24 ジェネラル・タカフル市場における収支状況の推移(2009 年~2012 年)(単位: 百万リンギ)

項目	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
既経過タカフル拠出金	722	939	1,090	1,282
正味発生タカフル金	412	558	739	730
タカフル引受利益	170	145	99	190
投資収益	58	68	85	96
正味収入タカフル拠出金	804	1,031	1,159	1,313
未経過タカフル準備金	650	742	811	842
加入者に帰属する剰余金	112	189	218	324

(出典: Bank Negara Malaysia, "Takaful Annual Report & Statistics, Annual Takaful Statistics 2013" 等をもとに作成)

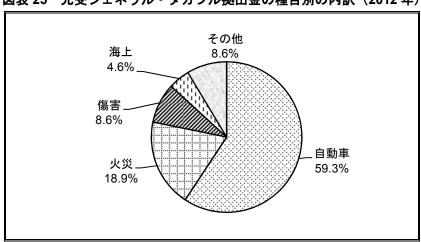
e. 元受ジェネラル・タカフル拠出金の種目別内訳とその推移

マレーシアにおける元受ジェネラル・タカフル拠出金 $(2012 \, 年)$ の種目別の内訳は、 損害保険に比べ割合が高い自動車タカフルが 59.3%で最も高く、次いで火災タカフル が 18.9%となっている(図表 $25 \,$ 参照) 48 。

⁴⁷ タカフル事業者は、一般的な保険会社と比べてタカフル事業による利益率が高いとされる (A.M. Best's, "TAKAFUL REVIEW 2013 EDITION")。

⁴⁸ マレーシアにおける損害保険収入保険料の種目別内訳(2012年)は、自動車保険(46.0%)、火災保険(16.9%)、新種保険(13.3%)、海上保険(10.3%)、傷害保険(7.7%)、医療保険(5.8%)となっている。

ジェネラル・タカフルの種目別元受収入タカフル拠出金の推移は図表 26 のとおりである。2008年から 2012年までの全種目の年平均増収率は 19.1%である。このうち、最も大きな割合を占める自動車タカフルの年平均増収率は 24.2%であり、2012年の元受収入タカフル拠出金は 10 億 3,600 万川ンギ (約 341 億 8,800 万円) となっている。



図表 25 元受ジェネラル・タカフル拠出金の種目別の内訳(2012年)

(出典:Bank Negara Malaysia, "Takaful Annual Report & Statistics, Annual Takaful Statistics 2013"等をもとに作成)

図表 26	種目別元受収入タカフル拠出金の:	堆玖 (2008 年~2012 年)	(単位・百万リンギ)
DY AKIKI	不里日かけんマルメスケメルノルがはずひか	作物(ZUU0 中~ZUIZ 中)	(111 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11

保険種目	2008年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	年平均 増収率
自動車	436	558	716	878	1,036	24.2%
火災	192	219	299	281	330	15.5%
傷害	75	114	115	132	149	20.2%
海上	47	49	81	104	80	18.7%
その他 ^(注)	124	115	135	204	151	8.8%
合計	874	1,055	1,346	1,599	1,746	19.1%

(注) その他には、新種保険、エンジニアリング保険が含まれる。

(出典: Bank Negara Malaysia, "Takaful Annual Report & Statistics, Annual Takaful Statistics 2013" 等をもとに作成)

5. イスラム社会の保険市場における課題

本項では、まず、一般的な保険市場を含むイスラム社会の保険市場全体に関する課題の1つとして、保険に対する理解の向上が重要であると考えられることを説明する。 次に、イスラム教の教えに則ったタカフルなどのイスラム保険が、今後イスラム社会の中で発展していくために抱えている課題として、イスラム保険の仕組等の難しさ および人的資源の確保の問題を取り上げて説明する。

(1) イスラム諸国における保険に対する理解

前記 2.(1)で説明したとおり、世界に占めるムスリム人口の割合に比べ、世界に占めるイスラム社会の保険市場規模はかなり小さい。また、世界の GDP に占めるイスラム諸国の GDP の割合と比較した場合においてもイスラム社会の保険市場規模は小さく、保険浸透率も世界全体の水準に比べ低いことから、イスラム社会の現在の保険市場は、人口や経済規模の割にかなり小さいといえる。この背景には多くの要素が関係していると考えられるが、ここでは主な要因として以下の 2 点を取り上げる。

- ① イスラム諸国には、イスラム人口の規模が大きい発展途上国が多い⁴⁹。例えば、インドネシア、パキスタン、バングラディッシュなどが代表的な例である。この場合、現時点での保険ニーズは高くないかもしれないが、今後の経済発展および所得の増加につれて、保険ニーズも高まる可能性が高い。
- ② イスラム教では、古くから宗教上の理由により保険が忌避されているため、保 険市場の発展が抑制されてきた可能性が考えられる。

①および②に関連して、消費者に保険の効用や必要性が十分に理解されていない可能性が指摘できる。この場合、消費者教育を通じて、保険の効用や必要性について理解してもらう努力が必要と考えられる。

なお、①については、消費者が保険の必要性を感じていても経済的に保険を購入することが困難な場合が多いため、マイクロ・インシュランス50やマイクロ・タカフル等、募集コストを抑えた低額の保険料の保険の販売に注力することも重要と考えられる。

(2) イスラム保険の仕組等の難しさ

イスラム保険市場の課題の1つとして、イスラム諸国で広く行われているイスラム 保険の仕組や制度が難しく消費者への理解が進んでいないことが挙げられる。

例えば、タカフルではビジネスモデルが複数存在し、国によっては複雑なタカフル

⁴⁹ 一方、サウジアラビアを代表とする中東諸国の中には、オイルマネーによる社会保障制度の充実などを背景として、経済規模に比べ保険市場の規模が小さい国もある。このような国においては、現在の経済構造が大きく変化しない限り、保険市場の拡大は見込みにくいであろう。

⁵⁰ マイクロ・インシュアランスとは、低所得層に対して当該リスクに対応する保険料を対価として補償を提供する保険商品である。マイクロ・インシュアランスは、低所得層を対象としていること以外、一般的な保険原則・規制に従って運用されるが、一般的な保険の規模を小さくしただけのものではなく、いくつかの特徴がある。例えば、保険文化が確立されていない国や地域で販売されることがあり、顧客が保険の仕組や価値を理解していないことや保険募集の資格を持たない人が募集に携わることがあるなど、マイクロ・インシュアランスの顧客に適した保険商品や販売方法が必要となる(渡部美奈子「マイクロ・インシュアランスの変遷と展望」損保総研レポート第105号(損害保険事業総合研究所、2013.10))。

の事業モデルが複数使用されていることが消費者の混乱を招き、タカフルの普及を妨げる原因になっている。また一般的な保険と比べてタカフルで使用される用語やタカフルそのものの仕組が分かりづらいことが、ムスリムの加入だけでなく、非ムスリムのタカフルへの加入の障壁の1つとなっている。

(3) 人的資源の確保

イスラム保険のうち、タカフルでは、資格のある熟練のイスラム法学者およびイスラム法や保険知識が豊富な社員は不足しており、人員の確保も課題であるとされる。 能力の高い必要な人材が不足しているため、1人の熟練したイスラム法学者が複数の会社のシャリア諮問委員会の委員になっているのが実態である。

タカフル業界では、タカフルの教育団体の設立や教育プログラムの策定等を行うことで業界全体のレベルの底上げを図っているが、具体的な効果が見られるのにはまだしばらく時間がかかるとされている。

6. おわりに

イスラム社会の保険については、ムスリムが一般的な保険、およびイスラム保険(タカフルやイスラム式保険)をそれぞれどの程度利用しているのか、また、ムスリムのうち、どの程度の割合の人々が宗教上の動機でイスラム保険を利用しているのか、さらにはイスラム保険を利用している人々のうち、ムスリムでない人々の割合はどの程度かなど、実態の把握が困難な部分が多い。

イスラム社会の保険市場には課題も残されている。その1つとして、保険に対する理解の向上が挙げられる。この課題に対しては、まず消費者教育を通じて、イスラム社会において保険の効用や必要性について理解してもらい保険ニーズを喚起する努力が必要ではないかと考えられる。その上で宗教上の理由で一般的な保険への加入がどうしてもできない人々に対しては、タカフルやイスラム式保険といったイスラム保険が選択肢になってくるのではないかと思われる。金銭的な理由により保険に加入することができない低所得者層に対しては、マイクロ・インシュアランスやマイクロ・タカフルなどの選択肢もある。

イスラム社会の保険市場は、全世界のムスリム人口の割合からするとまだ大きな保険市場であるとは言い難い。しかし、イスラム社会における保険ニーズの潜在性は高く、時間はかかると考えられるが、イスラム諸国における将来的なムスリム人口の増加やそれらの国々の経済成長および所得の増加に伴い、今後ますます保険市場の規模が拡大していく可能性は十分ある。

一言にイスラム社会の保険といっても、一般的な保険のほか、イスラム保険にはタカフルやサウジアラビアのようにタカフルと呼ばないイスラム式保険制度がある国もあ

り、イスラム社会の保険は多様性に富んでいる。今後イスラム社会の保険市場において、 どのような保険が成長していくのか現時点では予測できないが、今後の同地域における 市場規模の拡大は注目される点ではないだろうか。

<参考資料>

- ・在サウジアラビア日本国大使館「サウジ経済動向」(2014.8)
- ・損害保険事業総合研究所「アジア諸国における損害保険市場・諸制度について」(2013.9)
- ・損保ジャパン総合研究所「Global Insurance Topics Vol.2-イスラム保険(タカフル)の展望」(2012.7)
- ・西村あさひ法律事務所「サウジアラビア進出に必要なビジネス法ガイド」(2009.1)
- ・日経ビジネス「イスラム・パワー 16 億人の知られざる『世界』」2013 年 9 月 23 日号(日経 BP 社、 2013.9.23)
- ・野村資本市場研究所「野村資本市場クォータリー-2014 Vol.18-1 summer」(2014)
- ・宮田律「移動の歴史の中東イスラム世界」中東協力センターニュース(中東協力センター、2014.2.3)
- ・森田芳樹「イスラム社会の保険『タカフル』 その概念と仕組み-」損保総研レポート 78 号(損害保険事業総合研究所、2006.12)
- ・渡部美奈子「マイクロ・インシュアランスの変遷と展望」損保総研レポート 105 号(損害保険事業総合研究所、2013.10)
- · A.M. Best's, "TAKAFUL REVIEW 2013 EDITION" (2014.3)
- · Asia Insurance Review, "Takaful: Rules redefining insurance's fastest-growing segment" (2014.4)
- · AXCO, "Insurance Market Report Saudiarabia: Non-Life(P&C)" (2014.8)
- · Bank Negara Malaysia, "Islamic Financial Services Act 2013" (2013.3)
- · Bank Negara Malaysia, "Takaful Annual Report & Statistics, Annual Takaful Statistics 2013"
- · Cooperative Health Insurance Council, "Implementing Regulations of the Cooperative Health Insurance Law in the Kingdom of Saudi Arabia(Amended)" (2009.6)
- ERNST&YOUNG, "Global Takaful Insights 2014" (2014.9)
- · ERNST&YOUNG, "Global Takaful Insights 2013" (2013.10)
- ERNST&YOUNG, "THE WORLD TAKAFUL REPORT 2012" (2012.4)
- ICMIF, "Completing the Takaful offering Microtakaful" by Profr. Badr El Din Rahim, Central Bank of Sudan, Sudan (2014.2)
- · ICMIF, "takaful & mutuality" (2014.2)
- IMF, "The World Economic Outlook (WEO) October 2014" (2014.10)
- M. Cherif Bassiouni, "The religion of Islam" (The Middle East Institute (MEI) 2012.1)
- · M. Cherif Bassiouni, "Islamic Law The Shariah" (The Middle East Institute (MEI) 2012.1)
- · MDIC, "Takaful And Insurance Benefits Protection System Handbook" (2011)
- · Oxford Business Group, "Saudi insurance market remains tight" (2014.7.11)
- · Saudi Arabian Monetary Agency, "Cooperative Insurance Companies Control Law" (2005.8)
- Saudi Arabian Monetary Agency, "Forty Ninth Annual Report Latest Economic Developments 1434H (2013G)" (2013.7)
- · Saudi Arabian Monetary Agency, "The Saudi Insurance Market Report 2013"
- · Saudi Arabian Monetary Agency, "The Saudi Insurance Market Report 2012"

- · Saudi Arabian Monetary Agency, "The Saudi Insurance Market Report 2011"
- · Saudi Arabian Monetary Agency, "The Saudi Insurance Market Report 2010"
- · Swiss Re, "sigma No3/2014" (2014.6)
- · Swiss Re, "Islamic Insurance Revisited (September 2011)" (2011.9)

く参考サイト>

- ・イスラミックセンタージャパンウェブサイト http://islamcenter.or.jp/
- ・イスラム金融機関会計・監査機構(AAOIFI)ウェブサイト http://aaoifi.com/
- ・イスラム諸国会議機構 (OIC) ウェブサイト http://www.oic-oci.org/
- ・外務省(各国・地域情勢)ウェブサイト http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/
- ・金融情報サイトーiFinance ウェブサイト http://www.ifinance.ne.jp/
- ・国際イスラム法学評議会(IIFA)ウェブサイト http://www.fighacademy.org.sa/
- ・国際協同組合保険連合 (ICMIF) ウェブサイト http://www.icmif.org/
- ・国際通貨基金 (IMF) ウェブサイト http://www.imf.org/
- ・国際連合ウェブサイト http://www.un.org/
- ・国際連合人口基金 (UNFPA) ウェブサイト http://www.unfpa.org/
- ・サウジアラビア大使館ウェブサイト http://www.saudiembassy.net/
- ・サウジアラビア通貨庁(SAMA)ウェブサイト http://www.sama.gov.sa/
- ・スーダン・イスラム保険会社ウェブサイト http://www.islamicinsur.com/
- ・世界銀行ウェブサイト http://www.worldbank.org/
- ・中東協力センターウェブサイト http://www.jccme.or.jp/
- ・駐日サウジアラビア王国大使館ウェブサイト http://www.saudiembassy.or.jp/
- ・東京証券取引所ウェブサイト http://www.tse.or.jp/
- ・東京海上ホールディングス株式会社ウェブサイト http://www.tokiomarinehd.com/
- ・東南アジア諸国連合 (ASEAN) 事務局 ウェブサイト http://www.aseansec.org/
- ・日本アセアンセンターウェブサイト http://www.asean.or.jp/
- ・日本ハラール協会ウェブサイト http://www.jhalal.com/
- ・日本貿易振興機構(JETRO)ウェブサイト http://www.jetro.go.jp/
- ・日本ムスリム協会ウェブサイト http://jmaweb.net/
- ・パキスタン証券取引委員会(SECP)ウェブサイト http://www.secp.gov.pk/
- ・マレーシア損害保険協会 (PIAM) ウェブサイト http://www.piam.org.my/
- ・マレーシア・タカフル協会 (MTA) ウェブサイト http://www.malaysiantakaful.com.my/
- ・マレーシア中央銀行 (BNM) ウェブサイト http://www.bnm.gov.my/
- ・マレーシア統計局ウェブサイト http://www.statistics.gov.my/
- ・マレーシア預金保険公社 (MDIC) ウェブサイト http://www.pidm.gov.my/
- ・三井住友海上火災保険株式会社ウェブサイト http://www.ms-ins.com/

- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社ウェブサイト http://www.murc.jp/
- ・Alinma Tokio Marine Company(ATMC) ウェブサイト http://www.atmc.com.sa/
- ・Allianz ウェブサイト https://www.allianz.com/
- ・Asia Insurance Review ウェブサイト http://www.asiainsurancereview.com/
- ・Etiqa Insurance & Takaful Berhad ウェブサイト http://www.etiqa.com.my/
- ・ Islamic Banker ウェブサイト http://www.islamicbanker.com/
- ・Middle East Insurance Review ウェブサイト http://www.meinsurancereview.com/
- ・Munich Re ウェブサイト http://www.munichre.com/
- ・Muslim population in the world ウェブサイト http://www.muslimpopulation.com/
- ・Pew Research Center ウェブサイト http://www.pewresearch.org/
- ・Swiss Re ウェブサイト http://www.swissre.com/
- ・Syarikat Takaful Malaysia Berhad (Takaful Malaysia) ウェブサイト http://www.takaful-malaysia.com.my/
- ・Takaful Insurance of Africa(TIA)ウェブサイト http://www.takafulafrica.com/
- ・The Middle East Institute (MEI) ウェブサイト http://www.mei.edu/